

福井市小規模修繕業務契約資格審査申請要領

平成31年度及び32年度において、福井市が発注する小規模修繕業務（1に定める業種の修繕等であって、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであり、予定価格が50万円以下のものをいう。）の受注を希望する者は、次により書類を提出してください。

1 対象者

小規模市内業者...次の業種の修繕等を自ら施工する事業者であって、法人の場合にあっては登記簿上の本店が、個人の場合にあっては主たる営業所が、**福井市内にある者**をいいます。
業種：大工、左官、屋根板金、電気、塗装、防水、内装、造園、建具

2 申請要件

小規模市内業者とし、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査申請書を提出できません。

なお、資格審査の申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載した者又は資格の認定後に次の各号のいずれかに該当することとなった者については、当該者に係る資格を取り消すことがあります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者）
- (2) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号及び第2号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者（暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）
- (3) 既に市の入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、一般業務、物品等）に登載されている者
- (4) 納期限の到来している税を完納していない者

3 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までとします。

4 申請期間

平成31年2月4日（月）から同年3月15日（金）まで（必着）とします。ただし、福井市の休日定める条例（平成元年福井市条例第48号）第1条第1項に規定する休日を除きます。

5 申請場所及び提出方法

福井市役所本館4階 契約課 物品契約係窓口 まで持参してください（郵送可）。

申請の際、提出書類の内容について質問する場合がありますので、必ずその内容を説明できる者が持参してください。

郵送される場合は、受領書の送付及び訂正又は不足書類の請求のため、返信用の封筒（送付先を記入・切手貼付け済）を必ず同封してください（送料不足分は、申請者負担といたしますのでご了承ください。）。また、書類に不備があったとき等を考慮して早めに提出してください。

あて先：〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号 福井市財政部契約課 物品契約係

6 登録できる業種

コード	業種	修繕業務内容
1	大工	大工
2	左官	モルタル、ブロック、れんが、タイル、石積
3	屋根板金	屋根、板金、雨樋、外壁
4	電気	電気配線、電気設備
5	塗装	塗装
6	防水	アスファルト、モルタル、シーリング
7	内装	壁紙、畳、床、カーペット、クロス、間仕切り
8	造園	植栽、門、柵、塀、ネット、フェンス、遊具、錠鍵
9	建具	建具、サッシ、シャッター、木製家具、襖、硝子、障子、網戸

次の業種の登録については、**対象外**とします。

舗装、交通安全施設、土木工事、機械器具修理、電気製品修理及び上下水道・ガス設備

7 提出書類の種類

提出書類は、A4サイズ各1部とします。次の表の順番にそろえて、1枚のクリアファイル(透明)にまとめて入れて提出してください。1冊のファイル等に差し込んだり、綴じないでください。

番号	提出書類	摘要	
0	受領書・チェックリスト	・各提出書類について申請者確認欄でチェックし、申請時にご持参ください。	
1	小規模修繕業務契約資格審査申請書 (様式1号)	法人	・申請者欄は、必ず本店(社)の代表者名で申請し、実印(法務局登録)を押印
		個人	・主たる営業所の住所で申請し、代表者の実印(市町村登録)を押印 ただし、主たる営業所の所在地が、住民票の住所と異なる場合は、主たる営業所の所在地が確認できるもの(例:電話料・公共料金等の請求書等のコピー)を添付
		・<修繕希望業種>の欄には、登録を希望する業種及びコード、対応可能な修繕業務内容(上記「6 登録できる業種」一覧 参照)を具体的に記入	
		・希望業種について取得している資格等がある場合は、資格の種類・名称等を記入し、それを証明する書類の写し(A4サイズにコピー)を添付	
		・<使用印鑑届>の欄には、見積書、請求書等に使用する印鑑を押印 ただし、個人の代表者は氏名(名字のみでもよい)が入っている印鑑を押印	
2	営業実績書 (様式2号)	・希望業種での過去2年間程度の主な修繕業務実績を、できるだけ具体的に記入 ・官公庁との契約実績を中心に記入し、官公庁との実績が無い場合はそれ以外の実績を記入 ・事業内容や実績等が記載されたチラシ又はパンフレット等があれば、併せて添付	
3	確約書	・本店の代表者名を記入し、実印(法人:法務局登録)(個人:市町村登録)を押印	
4	<法人> 登記事項証明書 <個人> 身分(身元)証明書	法人	・申請書提出日以前3か月以内に発行されたもの(コピー可) 法務局の発行する現在事項全部証明書(履歴事項全部証明書でも可)
		個人	本籍地の市町村長が発行する身分(身元)証明書
5	印鑑証明書	法人	・申請書の提出日以前3か月以内に発行されたもの(コピー可) 法務局の発行する印鑑証明書
		個人	市町村長の発行する印鑑(登録)証明書
		法人	・申請書提出日以前3か月以内に発行されたもの(コピー可) 税務署発行の<様式その3の3> 法人税及び消費税等についての未納の税額がないことの証明
6	納税証明書 (国税)	個人	税務署発行の<様式その3の2> 所得税及び消費税等についての未納の税額がないことの証明
		法人	・申請書提出日以前3か月以内に発行されたもの(コピー可) 課税されている全税目(市民税、固定資産税等)が記載されている納税証明書
	納税証明書 (福井市税)	法人	・直近2年分(平成30年度及び29年度分)の納税証明書(課税されている全税目で法人市民税の記載のあるもの)。なお、決算期の都合上、法人市民税の平成30年度分が出ない場合は、平成29年度分及び28年度分を提出
	個人	・直近2年分(平成30年度及び29年度分)を提出。なお、平成30年度分が出ない場合は、平成29年度分及び28年度分を提出	

8 各提出書類の留意事項

[1] 小規模修繕業務契約資格審査申請書（様式第1号）

(1) 申請者

必ず本店（社）の所在地、商号及び代表者職氏名を記入し、**実印**（[5]印鑑証明書と同じ印鑑。以下同じ）を押印してください。

- ・ **法人**の場合は、登記事項証明書のとおり記入してください。
- ・ **個人**の場合は、主たる営業所の所在地を記入してください。

ただし、主たる営業所の所在地が、住民票の住所と異なる場合は、主たる営業所の所在地が確認できるもの（例：電話料金・公共料金等の請求書等のコピー）を添付してください。

(2) 修繕希望業種

修繕希望業種の欄には、2ページ目の「6 登録できる業種」一覧の中から登録を希望する「業種」及び「コード」を選択して記入し、「対応可能な修繕業務内容」欄にできるだけ具体的に記入してください（「6 登録できる業種」一覧の「修繕業務内容」参照）。

また、希望業種について取得している資格等がある場合は、資格の種類・名称等を記入し、それを証明する書類の写しをA4判にて提出してください。

(3) 使用印鑑届

見積書、契約書等における使用印鑑を押印してください。

- ・ **法人**の場合は、次の ・ いずれかの印鑑を使用してください。

会社名及び役職名が表示されていること。

会社名及び代表者氏名が表示されていること（氏名は姓のみの表示でも可）

- ・ **個人**の場合は、代表者氏名（姓のみ可）が表示されている印鑑を使用してください。

[2] 営業実績書（様式第2号）

希望業種での過去2年間程度の修繕業務実績について、官公庁との契約実績を中心に記入してください。こちらの書類については、市が小規模修繕業務を発注する際の参考とさせていただきます。官公庁以外の実績でも結構ですので、できるだけ多く記入してください（特に「修繕業務内容」の欄は、できるだけ具体的に記入してください。）。また、事業内容や実績等が記載されたチラシ又はパンフレット等がありましたら、併せて添付してください。

[3] 確約書（指定様式）

「福井市長の政治倫理に関する条例（平成17年福井市条例第21号）」及び「福井市議会議員政治倫理条例（平成14年福井市条例第21号）」の趣旨に基づいて、指定様式により提出してください。

必ず本店（社）の所在地、商号及び代表者の職氏名を記入し、実印を押印してください。

[4] 登記事項証明書（法人）・身分（身元）証明書（個人）

申請書の提出時以前3か月以内に発行されたもの（コピー可）を提出してください。

法人：法務局の発行する現在事項全部証明書（履歴事項全部証明書でも可）

個人：本籍地の市長村長が発行する身分（身元）証明書

[5] 印鑑証明書

申請書の提出時以前3か月以内に発行されたもの（コピー可）を提出してください。

法人：法務局の発行する印鑑証明書

個人：市町村長の発行する印鑑（登録）証明書

[6] 納税証明書

< 国税 >

申請書提出日以前3か月以内に、各税務署で発行されたもの（コピー可）を提出してください。各税務署発行の国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）又は（その3の2）の納税証明書を提出してください。

法人：「法人税」及び「消費税等」についての未納の税額がないことの証明（その3の3）

個人：「所得税」及び「消費税等」についての未納の税額がないことの証明（その3の2）

< 福井市税 >

申請書提出日以前3か月以内に発行されたもの(コピー可)を提出してください。

納付時期等の関係で、既に納付済みの税額が証明書の「納期到来の未納額」に記載されている場合には、該当金額の納付が確認できる書類(領収書、通帳のコピー等)を併せてお持ちください。

法人：直近2年分(平成30年度及び29年度分)の納税証明書(課税されている全税目で法人市民税の記載のあるもの)を提出してください。

なお、決算期の都合上、法人市民税の平成30年度分が出ない場合は、平成29年度及び28年度分を提出してください。

事業年度の途中で福井市内に営業所を開設し、決算期の関係で法人市民税の申告納付をしていない場合は、法人等の設立(設置)申告書の写しを提出してください。

個人：直近2年分(平成30年度及び29年度分)の納税証明書(課税されている全税目が記載されているもの)を提出してください。なお、平成30年度分が出ない場合は、平成29年度及び28年度分を提出してください。

【納税証明書発行先】福井市役所納税課(本館2階) 市民課(本館1階) 各総合支所
各連絡所及び各サービスセンター

9 対象となる契約等

- (1) 小規模修繕業務の対象となる契約は、原則として、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、予定価格が50万円以下のものです。
- (2) 資格審査の申請書を受理された業者は、登録名簿に登載され、市が小規模修繕業務を発注する際の見積依頼の対象となります。ただし、契約及び見積依頼を約束するものではありません。
- (3) 契約の方法は、原則として、発注担当課が複数の登録業者等に見積書の提出を依頼し、最低価格の見積書を提出した業者と契約することになります。なお、見積書の提出依頼を受けたとき、都合により辞退することは自由ですが、必ず発注担当課に連絡してください。
- (4) 契約を締結することとなった場合は、発注担当課から契約書(請書)の提出を求められることがあります。なお、契約保証金については免除します。
- (5) 登録の目的から、契約した小規模修繕業務について下請負はできません。このため、希望業種は自ら施工できる業種を登録してください。
- (6) 請負代金は、履行完了後に行う検査に合格した後、請求書に基づき支払います。なお、前金払・部分払はしません。
- (7) 契約の履行については、福井市財務会計規則その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行してください。

10 申請事項に変更が生じた場合

資格の登録後に、申請の内容に変更が生じた場合は、**変更届**(様式第3号)に次の書類を添付のうえ速やかに届けてください。添付書類(証明書等)は写しでも結構です。

なお、廃業・休業した場合又は資格の取り下げをする場合も、契約課に届け出てください。

変更事項	添付書類
商号又は名称【法人】	登記事項証明書及び印鑑証明書
本店所在地【法人】	登記事項証明書
主たる営業所の所在地【個人】	主たる営業所の住所が確認できるもの
代表者の氏名【法人】	登記事項証明書及び印鑑証明書
事業主の氏名【個人】	身分(身元)証明書及び印鑑証明書
代表者役職名【法人】	なし(変更届のみ)
電話、FAX	なし(変更届のみ)
使用印鑑	なし(変更届のみ)
希望業種	法令の規定により官公署等の許認可等を必要とする場合は、それを証明する書類(写し)

振込金融機関を変更される場合は、「債権者登録申出書(市指定様式)」に変更点を記入し提出してください(福井市ホームページ『入札の広場』 「様式ダウンロード」)。

11 不明な点は、下記へお問い合わせください。

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号 福井市 財政部 契約課 物品契約係
TEL: 20-5277 FAX: 20-5734 E-mail: keiyaku@city.fukui.lg.jp
ホームページアドレス: <http://www.city.fukui.lg.jp/nyusatsu/index.html>